

非常時の児童に対する対応について（氷丘南小）

標記の件につきまして、加古川市の基準に基づき、氷丘南小学校では下記の通り対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

気象警報等による臨時休校の判断は、午前7時時点の発表の有無が基準となります。竜巻注意情報に関しては、警報とは解除の発表方法や学校の対応が違いますのでご注意ください。

なお、警報発表及び竜巻注意情報の発表の有無は、テレビ、ラジオ、インターネット等でご確認ください。

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水 警報発表令の場合の対応

- ① 午前7時の時点で、「加古川市」に、暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報が発表されている場合は、
臨時休校 とします。
※確認方法としては、
 - テレビで警報報道がなされた場合、リモコンのdボタン
 - インターネット(気象庁の警報・注意報のホームページ)
 - 「防災ネットかこがわ」に登録し警報等の情報メール
- ② 始業後に警報が発表された場合は、発令時刻、気象条件、通学路の状況、学校の実情を考慮のうえ、学校において適切な措置を講じます。
※下校させる場合は、保護者の皆様に学校メール(テトル)でお知らせし、保護者と連携をとりながら、引き渡し方法等安全に十分注意を払って下校指導を行います

地震（震度5弱以上）が発生した場合の対応

- ① 登校前に「加古川市」で発生した場合は、
臨時休校 とします。
- ② 登下校中に「加古川市」で発生した場合は、
※原則として登校させますが、状況に応じて適切な措置を講じます。
※下校中に発表された場合、児童の安全確認を行います。
- ③ 始業時刻以降に「加古川市」で発生した場合は、状況に応じた適切な措置を講じます。
※揺れが収まるまで安全を確保します。
※揺れが収まったら、安全な場所(校庭や体育館等)に避難させます。
※下校させる場合は、保護者の皆様に学校メール(テトル)でお知らせし、保護者と連携をとりながら、安全状況を確認のうえ、安全に下校できるよう下校指導等を行います。

竜巻注意情報発表の場合の対応

- ① 午前7時の時点で「兵庫県」に竜巻注意情報が発表された場合は、「自宅待機」とし、解除されてからの登校とします。
自宅待機(登校は注意情報解除後) とします。
※竜巻注意情報発表の有効時間は「発表後1時間」です。「解除」の発表は出されないため注意が必要です。
- ② 登校中に発表された場合は、原則として登校させますが、状況に応じて適切な措置を講じます。
- ③ 始業時刻以降に「兵庫県」に竜巻注意情報が発表された場合は、状況に応じた適切な措置を講じます。
※屋外での活動をただちに中止し、屋内で活動させます。
※下校までに発表された場合、児童の安全を最優先に状況に応じた適切な措置を検討し、保護者の皆様に学校メール(タイトル)でお知らせします。
※下校中に発表された場合、児童の安全確認を行います。

Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の対応

- ① 登校前に「兵庫県」に発信された場合は、自宅待機とします。
自宅待機(登校は学校からの連絡後) とします。
- ② 始業時刻以降に「兵庫県」に発信された場合は、状況に応じた適切な措置を講じます。
※登下校中に「兵庫県」に発令された場合は、保護者の皆様に学校メール(タイトル)でお知らせし、自宅か学校の近いほうに避難させることを原則とします。

熱中症事故防止のための対応

- ① 熱中症特別警戒アラート(午後2時頃)が発表された場合は、「翌日は臨時休業」とします。
※翌日が臨時休業となる場合は、保護者の皆様に学校メール(タイトル)でお知らせします。
- ② 「熱中症予防情報サイト」の明石または姫路に WBGT35の予測(午後5時頃)が発表された場合は、「翌日は臨時休業」とします。
※翌日が臨時休業となる場合は、保護者の皆様に学校メール(タイトル)でお知らせします。
※夏季休業中の児童クラブについては、通常通り開所となります。ただし、夏季休業中の登校日における児童クラブ、学期中の児童クラブは閉所となります。
- ③ 登下校時における対策
 - ・下校時間帯にWBGT = 33以上となる場合は、WBGT = 31に下がる時間まで繰り下げて下校(教室待機)するなどの対策をとります。その際は、保護者の皆様に下校時刻が遅れることを学校メール(タイトル)でお知らせします。
 - ・「日傘」や「冷やしタオル」、「冷やしスカーフ」等の冷却・冷感グッズ等を活用するよう指導します。また、教育委員会の判断により警報発令の有無にかかわらず学校を臨時休業とする場合があります。
- ④ 熱中症が危惧される場合は、部活動ガイドラインや危機管理マニュアルのとおり、WBGT(暑さ指数)が31以上で、原則、運動を禁止します。

その他の警報発表及び危険が予測される場合の対応

- ① 津波、高潮、波浪警報については、学校長が判断します。
※警報が発表されていなくても、浸水等のおそれがある箇所等については、学校で点検し、通学路の変更等の措置を講じるとともに、安全面に十分配慮します。
- ② 登校中に雷が発生した場合、児童・生徒及び保護者の判断により、安全な場所に避難させます。また、雷が遠ざかったのを確認してから再登校させます。
- ③ 市内において災害が予想される際は、市教育委員会の判断により警報発令の有無にかかわらず学校を臨時休業とする場合があります。